

川崎市町内会・自治会会館 整備補助金制度の御案内

川崎市では地域活動の拠点である会館の整備を促進していくため、費用の一部を補助しています。会館の整備を行う際にはぜひ、本制度の利用を御検討ください。



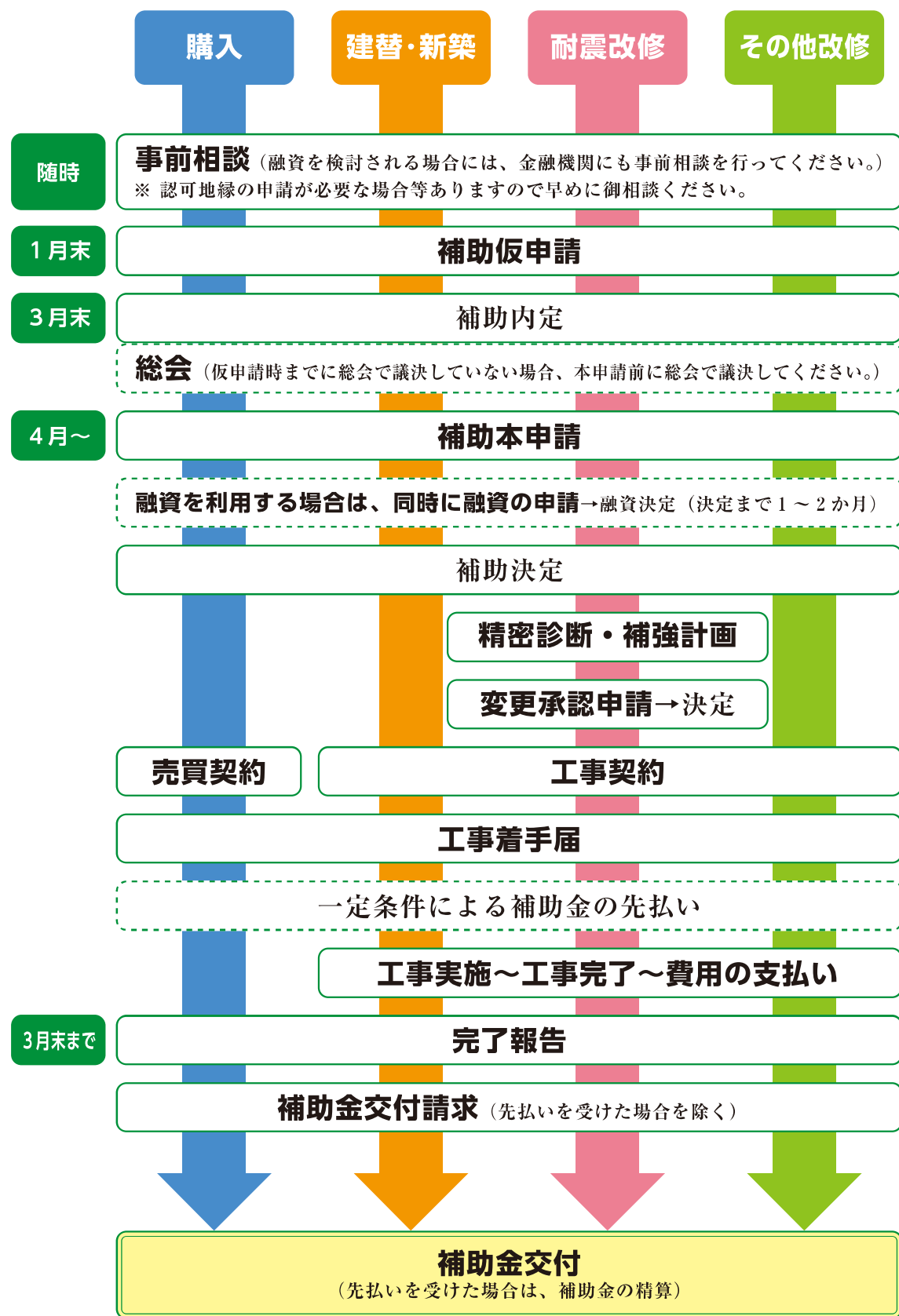
制度の概要・補助種類（メニュー）

町内会・自治会会館の整備内容に応じて、次の金額を上限に補助を受けることができます。※いずれも工事費の1/2以内で補助します。

建替・新規取得 既存の会館の建替、新築、購入など	800万円まで補助
耐震改修等 耐震改修工事、耐震改修工事と併せて実施する バリアフリー化工事、改修、増築、修繕等 ※昭和56年5月31日以前に着工された会館が 対象となります。	500万円まで補助
その他改修等 耐震化を伴わない改修、バリアフリー化工事、 大規模修繕、増築、修繕等 ※100万円以上の工事が対象となります。	200万円まで補助

※土地の取得に関する費用は補助対象外となります。

手続きの流れ



◆補助金申請(仮申請時)に必要な書類◆

- ①申請書(様式1)
- ②町内会・自治会規約及び役員名簿
- ③会館の整備について意思決定を証する書面(総会議事録等)
※仮申請時には最低でも役員会まで合意してください。
本申請時までには総会での合意を得てください。
- ④工事設計書
- ⑤2社以上の市内中小企業者が発行した見積書及び見積内訳書
(市内中小企業者に該当するかは市民活動推進課までお問い合わせください)
※準備に時間を要します。金額の調整等に時間がかかる場合がございますので御注意ください。
- ⑥町内会・自治会会館利用状況報告書(様式2)
- ⑦町内会・自治会会館利用計画書(様式3)及び会館の利用規約等
- ⑧工事場所(建物)位置図(様式4)
- ⑨資金計画書(様式5)及び通帳の写し
- ⑩土地及び建物所有者の承諾書(様式6)
- ⑪建築確認を要する工事については、**建築確認通知書の写し**
※準備に時間を要します。設計段階から考えると3～4か月かかる場合がございますので、御注意ください。
- ⑫会館がある場合には**写真数枚**(工事該当箇所、会館全体)

◆融資申し込みに申請に必要な書類◆

- ①川崎市町内会・自治会会館建設資金融資申込書
- ②連帯保証人承諾書
- ③認可地縁団体証明書
- ④認可地縁団体印鑑登録証明書
- ⑤【耐震改修等・その他改修等のみ】現在の建物の**権利書**
又は**建物登記簿謄本**
- ⑥**土地の権利書**又は**土地の登記簿謄本**
- ⑦**工事請負契約の内容が分かる書類**(ハンコを押す前の契約書)
※書類は市あてに提出ください。

金融機関から融資を受けるには？

整備資金が不足する場合、市が指定する金融機関から、**一定の条件**で融資を受けることができます。

- **融資対象**：認可地縁団体（法人格を取得した町内会・自治会）※
- **指定金融機関**：横浜銀行・セレサ川崎農業共同組合・川崎信用金庫
- **融資額・償還期間**：

新築・建替	上限額 3,000万円	最長15年間
耐震改修等 その他改修等	上限額 500万円	最長10年間

※融資額及び期間は、申請団体の状況を踏まえて、金融機関が決定するため、御希望どおりの条件で融資が受けられるとは限りません。

- **利率**：(返済方法は元金均等返済)
 - **固定金利**：融資期間に応じた利率（H30.3月現在）
5年未満…2% 5年以上10年未満…2.5% 10年以上15年以下…3%
 - **変動金利**：短期プライムレート+0.5%（各金融機関により異なります。）

法人格を取得するには（認可地縁団体となるには）

市の制度を利用して融資を受けるには、法人格を取得することが必要です。地方自治法第260条の2に基づき、市町村長の認可を受け、法人格を取得するためには次の書類が必要となります。法人格を取得した町内会・自治会を**認可地縁団体**といいます。

認可地縁団体申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 規約・会則等
- (3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会議事録等）
- (4) 構成員名簿
- (5) 保有資産目録（又は保有予定資産目録）
- (6) 前年度の事業報告と決算書、当該年度の事業計画書と予算書
- (7) 就任承諾書（町内会長等が代表者になることを承諾した書類）
- (8) 区域図

規約に記載されている内容等を審査するため、規約の変更が必要になる可能性があります。総会前に必ずご相談ください。

【問い合わせ先】

市民文化局市民活動推進課	044-200-2479	高津区役所地域振興課	044-861-3144
川崎区役所地域振興課	044-201-3133	宮前区役所地域振興課	044-856-3135
幸区役所地域振興課	044-556-6609	多摩区役所地域振興課	044-935-3133
中原区役所地域振興課	044-744-3159	麻生区役所地域振興課	044-965-5113